

令和8年度十和田市空き家バンク利用促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用による定住の促進を図るため、空き家バンクを利用して空き家の売却又は賃貸の契約をした者に対して予算の範囲内で交付する令和8年度十和田市空き家バンク利用促進奨励金（以下「奨励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、十和田市空き家バンク実施要綱（平成28年2月17日制定）に定めるところによる。

(奨励金)

第3条 市長は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、空き家バンクを利用して空き家を売却し、又は賃貸した者に対し5万円の奨励金を交付するものとする。

2 奨励金の交付の回数は、同一の空き家につき1回限りとする。

(奨励金の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、令和9年3月31日までに令和8年度十和田市空き家バンク利用促進奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付の決定及び奨励金の額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、奨励金の交付の可否を決定し、並びに交付すべき奨励金の額を確定し、令和8年度十和田市空き家バンク利用促進奨励金交付決定及び交付金額確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第6条 奨励金の交付の決定を受けた者は、奨励金を請求しようとするときは、令和8年度十和田市空き家バンク利用促進奨励金交付請求書（様式第3号）を

市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、空き家バンクを利用して締結した契約が、偽りその他不正な手段であったことにより解除となったときは、奨励金の交付を受けた者に対し、令和8年度十和田市空き家バンク利用促進奨励金返還命令書(様式第4号)により既に交付した奨励金の返還を、期限を定めて命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。